

各 位

会 社 名 株式会社ジー・テスト  
代表者名 代表取締役社長 稲吉 史泰  
( J A S D A Q ・ コード番号 2694 )  
問合せ先 常務取締役 川上 一郎  
( TEL. 022 - 237 - 5566 )

## 「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 1 月 29 日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定を決議いたしましたので、お知らせいたします。(変更箇所は下線で示しております。)

### 記

#### 内部統制システム構築の基本方針 (改定)

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社の業務の適正を確保するための体制 (内部統制) に係るシステムの構築についての基本方針を下記の通り定める。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制  
(会社法 362 条 4 項 6 号、会社法施行規則 100 条 1 項 4 号)
  - ① 当社は、グループ経営理念「共存共栄」の理念に則った「行動規範」を制定し、代表取締役社長が、内部統制の責任者として、その意志を役職員に伝えることにより、法令及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
  - ② 取締役、執行役員及び使用人が法令及び社内規程を遵守し、法令遵守を優先させる行動ができるための、指針として「コンプライアンス規程」を定める。
  - ③ コンプライアンス統括部署を総務課とし、コンプライアンスを実現するための組織及び研修体制を整備し、同課が中心となって役職員教育を行う。監査役及び内部監査室は、総務課と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取り締役に報告されるものとする。取締役会は、定期的コンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
  - ④ 法令及び社内規程に反する行為に気づいた場合、従業員が直接報告・通報を行う手段として、コンプライアンス・ホットラインを設置する。報告・通報を受けた総務課はその内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議の上、決定し、全社的に再発防止策を実施する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
(会社法施行規則 100 条 1 項 1 号)
  - ① 文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。
  - ② 上記情報を記載した文書または電磁的媒体の保存期間は、少なくとも 5 年間とする。
  - ③ 取締役、執行役員及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書を閲覧できるもの

とし、その他の者の閲覧権限については、文書管理規程により定めるところによるものとする。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則 100 条 1 項 2 号)

- ① コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティについては、それぞれの担当部署にて、細則・マニュアルの作成・配布等を行い、役員・社員に対して、定期的に研修を実施するものとする。組織横断的・全社的リスクについては、状況の監視及び全社的対応を管理本部にて行うものとする。  
その他新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応し、責任者となる取締役を定めるものとする。
- ② 内部監査室は、これらのリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に管理本部担当取締役及び取締役会・経営会議に報告し、取締役会において改善策を審議・決定するものとする。
- ③ 大規模な事故・災害等当社の経営に重大な影響を与える緊急事態が発生した場合には、管理本部長を委員長とし、管理本部長が任命する人員を構成員とする緊急対策委員会を設置し、危機管理体制を構築するものとする。
- ④ リスク管理・事故等の当社の経営に重大な影響を与える緊急事態に関して、法令または取引所適時開示規則に則った開示を適切に行うものとする。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則 100 条 1 項 3 号)

- ① 取締役及び監査役が出席する取締役会を原則月 1 回開催し、法令及び定款で定められた事項及び経営方針・政策に関する重要事項について審議し、効率的で迅速な意思決定を行うものとする。
- ② 取締役並びに常勤監査役及び幹部社員が出席する経営会議を毎月 1 回開催し、経営方針の徹底、業務執行に関する重要事項の決定、利益計画の進捗状況を管理するものとする。
- ③ 取締役会による中期経営計画・年度事業計画の策定、年度事業計画に基づく部門毎の業績目標と予算の設定、月次・四半期管理の実施を行うものとする。
- ④ 取締役会及び経営会議による月次業績のレビューと改善策の実施を行うものとする。  
上記各事項に関連して、法令または取引所適時開示規則に則った開示を適切に行うものとする。

### 5. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(会社法施行規則 100 条 3 項 1 号、会社法施行規則 100 条 3 項 2 号)

- ① 管理本部担当取締役は、監査役が求めた場合その他必要な場合には、監査役の業務を補助すべき使用人を任命するものとする。
- ② 監査役の業務を補助すべき使用人に対する指揮権は、監査役が指定する補助すべき期間中は、監査役に移譲されるものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

### 6. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則 100 条 3 項 3 号、会社法施行規則 100 条 3 項 4 号)

- ① 取締役または使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び、不正行為や法令並びに定款違反行為を発見した場合は、速やかに監査役に報告するものとする。
- ② 取締役及び使用人は、監査役から、稟議書類等業務執行に係る文書の閲覧や、説明を求められたときには、速やかにこれに応じるものとする。

また、取締役は、監査役に対し、必要に応じて、内部監査室との情報交換や当社の会計監査人か

ら会計監査内容に関して説明を受ける機会のほか、顧問弁護士及び会計監査人などその他の外部機関との間で情報交換等を行う機会を保障する。

#### 7. 反社会勢力排除にむけた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 反社会勢力との関係を遮断し、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体には、毅然とした態度で対応する。
- ② 反社会勢力との接触が生じた場合には、速やかに警察当局及び顧問弁護士に通報・相談できる体制を整えている。また取引先については、取引開始時の社内稟議で反社会勢力でないことを確認している。

以上